

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日は、そ
の翌日)

目 次

◆ 告示 自動車税等の課税地の指定

鳥取県事業所経済調査要綱

身体障害者福祉法による医師の指定

保険医療機関等の指定

保険医の登録

保険薬局の登録

肥料の登録

肥料の登録の有効期間の更新

定期種畜検査の実施

入会林野整備計画の適否の決定

林業種苗法による生産事業者の登録

土地改良法による換地計画の適否の決定
土地改良法による換地計画の決定(二件)

土地改良法による変更換地計画の決定(二件)

土地改良事業の認可(二件)

土地改良法による換地計画の適否の決定
基本測量の終了

開発行為に関する工事の完了

建築基準法による道路の位置の指定(二件)

廻の所在地の変更

解除予定の保安林

風俗営業等取締法による聴聞

◆ 公告 昭和五十一年二級建築士試験の実施

◆ 雜報 地方職員共済組合の定款の一部変更

告 示

鳥取県告示第三百十号

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)第八条第三項の規定に基づき、自動車税並びにその延滞金及び滞納処分費の課税地を次のとおり指定する。

なお、昭和四十三年四月鳥取県告示第二百六十四号(自動車税等の課税地について)は、昭和五十一年四月二十日限り廃止する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の表に掲げる者が所有する自動車に係る自動車税並びにその延滞金及

び滞納処分費の課税地は、自動車税の賦課期日現在におけるこれらの者の県内の主たる事務所又は事業所の所在地とする。

名 称	所 在 地
日ノ丸ハイヤー株式会社	鳥取市扇町百五十三番地
日ノ丸自動車株式会社	鳥取市天神町十五番地
日ノ丸西濃運輸株式会社	鳥取市新品治町一番地
日本交通株式会社	鳥取市末広温泉町四百五十六番地
日本通運株式会社	東京都千代田区外神田三丁目十二番九号

鳥取県告示第三百十一号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、鳥取県事業所経済調査要綱を次のとおり定めたので、同条例第二条の規定により告示する。

なお、昭和四十八年五月鳥取県告示第三百三十四号（鳥取県事業所経済調査要綱について）は、廃止する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県事業所経済調査要綱

一 調査の目的

この調査は、県内に主たる事務所を有する会社で建設業、製造業、卸売・小売業、金融業又は運輸・通信業を営むもの及び県内の民営の事業所（農業、林業及び水産業を営むものを除く。）の経済活動の実態を明

らかにし、県民所得推計及び県行政の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の範囲

この調査は、知事が別に定める方法によって抽出した会社及び事業所について行う。

三 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 経営組織及び資本金（出資金）
- (3) 事業の種類
- (4) 従業者数
- (5) 営業収支
- (6) 年間設備投資額
- (7) たな卸資産在庫額
- (8) 資産、負債及び資本
- (9) (5)及び(6)に掲げる事項の県際関係

四 調査の期日

この調査は、毎年七月一日に行う。ただし、卸売・小売業又は製造業については、国の商業統計調査又は工業統計調査が実施される場合は、それぞれ当該統計調査の実施期日に行う。

五 調査の対象となる期間

この調査の対象となる期間は、毎年、前年の四月一日から調査年の三月三十一日までの一年間とし、これにより難い場合はこの期間を最も多く含む事業年度の期間とする。

六 調査の方法

3 昭和51年4月20日 火曜日

鳥取県公報

第4740号 (第三種郵便物認可)

この調査は、知事が任命した調査員によつて行うものとし、調査員が配付する調査票に申告者が所定の事項を記入する。

七 市町村長に対する事務の委任

この調査の事務のうち、調査員の指揮監督並びに調査票の収集及び審査は、各市町村長に委任して行う。

八 調査票の提出期限及び提出先

この調査の調査票は、調査の対象とする会社の主たる事務所又は事業所の所在する市町村の長を経由して、毎年八月三十一日までに知事に提出する。ただし、卸売・小売業又は製造業については、国の商業統計調査又は工業統計調査が実施される場合は、それぞれ当該統計調査の提出期限までに知事に提出する。

九 結果の公表

この調査の結果は、集計完了後速やかに公表する。

鳥取県告示第三百十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

勤務先又は居住地

診療科目

内科
田 中 敬 康西伯郡西伯町大字倭三九七番地
西伯町国民健康保険西伯病院

鳥取県告示第三百十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

太 田 医 院 米子市東町六〇 昭和五十一年四月十日

真 壁 医 院 米子市尾高町四六 "

佐 古 眼 科 医 院 米子市加茂町二丁目二六 一日

石 川 内 科 医 院 米子市立町四丁目一九四 十一日

森 安 皮 膚 泌 尿 器 科 医 院 米子市中町五八の一 "

本 田 眼 科 医 院 倉 吉 市 研 屋 町 二 四 八 一 一日

安 達 医 院 東 伯 郡 三 朝 町 東 小 鹿 一 五 六 九 "

涌 谷 医 院 三 朝 町 立 へ き 地 小 鹿 診 療 所 東 伯 郡 三 朝 町 中 輿 寺 三 五 八 "

米 子 市 角 盤 町 一 丁 目 三〇 西 伯 郡 日 吉 津 村 日 吉 津 四 三 八 一 六 "

米 子 高 島 屋 齢 科 診 療 所 米 子 市 角 盤 町 一 丁 目 三〇 十 一 日 二 日

有限会社 田哲雄薬局	境港市松ヶ枝町九
"	十日

鳥取県告示第三百十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平林鴻三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
木村正美	鳥医第二、〇六〇号	昭和五十一年四月二十日

鳥取県告示第三百十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十一第一項の規定に基づき、次のように保険薬局の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平林鴻三

名 称	所 在 地	辞退の効力発生年月日
田中薬局	西伯郡淀江町淀江五七三	昭和五十一年四月十七日

鳥取県告示第三百十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平林鴻三

登録番号	肥 料 の 名 称	保 証 (ペー セント)	生産業者の住所及び名称
第四二一八号	鳥取県 五・〇魚廃物加工肥料	窒素全量 五・〇	岩美郡岩美町大谷 三一〇番地

りん酸全量 二・五	岩美郡岩美町大谷 三一〇番地
代表取締役 小谷嘉七郎	鳥取産業株式会社

鳥取県告示第三百十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平林鴻三

登録番号	肥料の名称	保証(パーセント)	生産業者の住所及び名称
鳥取県第三七三号	泊梨複合肥料	窒素全量 四・〇 りん酸全量 六・〇 カリ全量 五・〇 水溶性加里 四・五	東伯郡泊村五一の一一番地 泊村農業協同組合組合 長理事 賀須井長兵衛
鳥取県第四一〇号	郡家町梨複合肥料	窒素全量 八・〇 うち アンモニア性窒素 四・五 りん酸全量 五・〇 うち 可溶性りん酸 二・九 水溶性りん酸 二・二 カリ全量 七・〇 水溶性カリ 六・八	八頭郡郡家町大字宮谷二〇〇の一一番地 郡家町農業協同組合 組合長理事 平木正男

鳥取県知事 平林鴻三
昭和五十一年四月二十日

鳥取県告示第三百十八号
家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第一項の規定に基づき、農林大臣から昭和五十一年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

検査期日	検査場所	家畜の種類
第一回 五月十四日 午前十時から	鳥取市国安	
第二回 五月十五日 午前十時から	鳥取県種畜場鳥取分場	
第三回 五月十六日 午前十時から	倉吉市大塚 中部家畜市場	
第四回 五月十七日 午後一時から	東伯郡赤崎町出上 鳥取種畜牧場	
第五回 五月十九日 午後三時から	松谷 鳥取県種畜場	
第六回 五月二十一日 午前十時から	西伯郡大山町所子 所子家畜検査場	
第七回 五月二十二日 午後一時から	米子市吉岡 西部家畜市場	豚用牛、馬及び牛
第八回 五月二十三日 午後三時から	西三柳 鳥取県中小家畜試験場	乳牛
第九回 五月二十四日 午前十時から	西伯郡西伯町法勝寺 法勝寺家畜検査場	肉用牛、馬及び牛
第十回 五月二十五日 午後一時から	岸本町岸本 岸本家畜検査場	種類

五月十八日 午前十時から	五月二十一日 午前十時から	日野郡溝口町溝口 溝口家畜市場
午後一時から	"	" 江府町江尾
午前十時から	午後一時から	生山町生山
"	" 日南町根雨	根雨家畜市場
午後一時から	"	"
"	"	"

鳥取県告示第三百十九号

倉吉市悴谷一八七番地悴谷入会林野整備組合組合長景山正から申請のあつた悴谷入会林野整備計画について、昭和五十一年三月二十七日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業者の内容	事業所の名称	事業所の所在地
百八十八	黒田幸子	岩美郡福部村大字蔵見二七四	穂の採取並びに幼苗及び幼木の育成	黒田種苗園	岩美郡福部村大字蔵見

鳥取県告示第三百二十一号

昭和五十一年三月十五日付けで八頭郡河原町大字曳田一八六番地一七八上土地改良区から申請のあつた八上地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 憐谷入会林野整備計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間

昭和五十一年四月二十一日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

のとおり告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十一年四月二十一日から二十日間
三 縦覧に供する場所
北条町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、花見東郷地区第三工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

478

鳥取県告示第三百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、北条砂丘地区第二一三工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
二 縦覧に供する期間

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第五項の規定に基づき、久米ヶ原地区第一工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の変更換地計画を定めたので、同法同条同項において準用する同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

変更換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年四月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十六号

江府町から申請のあつた町営土地改良（下蚊屋地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年四月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第五項の規定に基づき、久米ヶ原地区第二工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の変更換地計画を定めたので、同法同条同項において準用する同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告

示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

変更換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年四月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

河原町から申請のあつた町営土地改良（下曳田地区ほ場整備）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平林鴻三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

昭和五十一年四月二十一日から二十日間

三朝町役場

三 縦覧に供する場所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年四月十五日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定による告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第三百三十号
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平林鴻三

一 作業種類

基本測量（国土基本図作成作業）

二 作業地域

鳥取市、気高町、鹿野町、郡家町、八束町、河原町、船岡町及び国府町

三 終了年月日

昭和五十一年三月十日

鳥取県知事 平林鴻三

昭和五十一年四月二十日

昭和五十一年三月十日
り告示する。

鳥取県告示第三百三十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年十二月六日 鳥取県指令受都計第六百一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町字宮向

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一〇七

代表取締役 森岡大之郎
有限公司海南開發

鳥取県告示第三百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十一年四月二十日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請者及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
大坂市鶴見区緑二丁目四番二十二号 宗教法人金剛寺 代表役員 長谷川靈信	倉吉市福庭字板根三八二一二、三八二一二地先水路及び三八三一三地先水路並びに字八ヶ坪三九〇一六、三九二一四、三九二六及び三九二一六地先水路	幅員 三四・〇〇メートル 延長 一〇七・八四メートル
米子市上福原一、五〇七番地 佐伯武寿	米子市河崎字大塚屋分一五四九一八、一五四九十九及び一五五〇一並びに字長谷川東一六〇	幅員 四・六六メートル 延長 四三・八〇メートル

11 昭和51年4月20日 火曜日

鳥 取 県 公 報

鳥取県告示第三百三十四号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（解の指定について）の一部を
次のように改正し、昭和五十一年四月二十六日から施行する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県鳥取都市開発事務所 鳥取市東品治町九九の三」を「鳥取県鳥
取都市開発事務所 鳥取市東品治町九三の九」に改める。

鳥取県告示第三百三十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（
昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤崎町大字山川字勝田川頭西平八〇七の二（次の図に示す部分
に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

少年自然の家用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び赤崎町役
場に備え置いて縦覧に供する。）

公 安 委 員 会 告 示

鳥取県公安委員会告示第十六号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規
定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規
定により告示する。

昭和五十一年四月二十日

鳥取県公安委員会委員長 手 鶴 義 之

一 聽聞の期日及び場所

昭和五十一年五月七日 午後一時から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）
一 聽聞当事者の住所及び氏名

鳥取市瓦町五二二三番地 下田一幸

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、昭和51年二級
建築士試験を次のとおり実施する。

昭和51年4月20日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の区分

(1) 建築士法施行細則の一部を改正する規則(昭和49年3月鳥取県規則第22号)による改正後の建築士法施行細則第10条の規定に基づく試験(以下「新制度による試験」という。)を2から8までに定める要領により実施する。

(2) 建築士法施行細則の一部を改正する規則附則第2項の規定に基づき従前の例により行う試験(以下「旧制度による試験」という。)を9に定める要領により実施する。(昭和47年及び48年の二級建築士試験において、合格点を得た科目を有する者は、新制度による試験又は旧制度による試験のいずれを受験してもよい。)

2 受験資格

昭和51年7月23日現在において次の各号の一に該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関する1年以上の実務の経験を有する者

(2) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関する3年以上の実務の経験を有する者

(3) 知事が前各号と同等以上の知識及び能力を有すると認めた者

(4) 建築に関して7年以上の実務の経験を有する者

3 受験申込受付期間等

(1) 受験申込受付期間

昭和51年5月17日(月)から昭和51年5月21日(金)まで

(2) 受験申込書の提出先

所定の受験申込書を鳥取県土木部建築課、倉吉土木出張所又は米子土木出張所に提出すること。

(3) 受験手数料

2,500円に相当する金額の鳥取県収入証紙を受験申込書にちよう付すること。

4 試験期日及び時間割

(1) 学科の試験

昭和51年7月24日(土)

9時から10時30分まで 建築法規

10時50分から12時20分まで 建築構造

13時10分から14時40分まで 建築計画

15時から16時30分まで 建築施工

(2) 建築設計製図の試験

昭和51年9月19日(日)

12時から16時30分まで

5 建築設計製図の設計課題

「市街地に建つ木造二階建専用住宅」

6 試験場所

鳥取市東町二丁目112

鳥取県立鳥取西高等学校

7 合格者の発表

(1) 学科の試験の合格者の発表は、昭和51年8月25日(水)に合格者に

- その旨を通知する。
- (2) 最終合格者の発表は、昭和51年10月26日（火）に鳥取県公報に公告するとともに、合格者に通知する。
- 8 学科の試験と建築設計製図の試験との関係
建築設計製図の試験は、学科の試験に合格した者に限り受けがちができる。
- 9 日制度による試験
昭和47年及び昭和48年に行われた二級建築士試験において合格した科目を有する者
- (1) 受験資格
昭和47年及び昭和48年に行われた二級建築士試験において合格した科目を有する者
- (2) 受験申込受付期間等
昭和51年4月20日
- (3) 試験期日及び時間割
昭和51年4月20日
- (4) 建築設計製図の設計課題
昭和51年4月20日
- (5) 試験の場所
昭和51年4月20日
- (6) 合格者の発表
昭和51年10月26日（火）に、合格者を鳥取県公報に公告するとともに、合格者に通知し、また、科目合格者には、その旨を通知する。
- 10 その他
詳細については、鳥取県土木部建築課、倉吉土木出張所、又は米子土木出張所に問い合わせること。

公報

公報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合定款の一部を変更することについて、次のとおり公告する。

地方職員共済組合理事長 増子正宏

地方職員共済組合定款の一部を変更する定款

第一十九条第一項及び第二項中「五百円」を「千円」に改め。

第一十九条第一項の表中「千分の三十一・四」を「千分の三十五・八」に、「千分の一・七」を「千分の一・一」に、「千分の三十一・三」を「千

分の三十一・八」に、「千分の五十五・三」を「千分の五十八・八」に改め。

第一十九条の二「千分の六十四・六」を「千分の七十・六」に改め。

昭和51年10月26日（火）に、

公報

1 ハの定款は、昭和五十一年四月一日から施行する。
2 ハの定款の規定による変更後の地方職員共済組合定款（以下「変更定款」といへ。）第一十九条第一項及び第二項の規定は、昭和五十一年四

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 烏取県鳥取市東町一丁目一鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】

- 3 变更定款第二十九条第一項の規定は、昭和五十一年四月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年三月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 4 変更定款第二十九条の二の規定は、昭和五十一年四月分以後の任意継続掛金について適用し、同年三月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。